

## 第1回次世代内航海運懇談会暫定措置事業部会議事概要

1. 日 時：平成13年9月6日（木） 14:00 ~ 16:00
2. 場 所：国土交通省15階 海難審判庁会議室
3. 出席者  
【委員】加藤部会長、中泉部会長代理、青山委員、江口委員、太田委員、小谷委員、  
四宮委員、島田委員、立石委員、三井田委員、武藤委員、吉田委員  
【事務局】海事局参事官、海事産業課長、国内貨物課長、海事産業課企画官、国内貨物  
課課長補佐

### 4. 議事

- (1) 暫定措置事業の状況等について
- (2) 各委員からの意見陳述
- (3) その他

### 5. 議事経過

事務局より資料に基づいて暫定措置事業の状況等について説明を行った後、各委員からの意見陳述が行われ、その後、委員による議論を行った。

#### <主な議事の概要>

内航海運暫定措置事業については、船腹需給の適正化に一定の効果があると認識しているが、内航海運業の競争力強化の観点からは、早期の事業の終了が必要。

荷主企業もリストラを実施しており、競争が厳しい。暫定措置事業は、あくまで内航海運業界の中で自己完結をすべきであり、それに係る負担を荷主等に求めるべきではない。

安定輸送を求めるならば、荷主がコスト保証を行うということも考えるべき。暫定措置事業が無くなれば自由競争となるが、買い叩いても最後はコスト負担をしなくては安定輸送が確保されなくなるのではないか。荷主自らが船舶・船員のコストを管理して合理化に努めることが重要。

暫定措置事業は、当初500億円の所要資金が700億円、さらに来年度要求では900億円の規模と拡大し続けており、今後の事業の見通しが不明確であるのは問題。

船舶の建造量が低迷しているが、近年の経済情勢により船の採算性が厳しいことが原因であり、今後の船舶建造の資金調達に際しては、船舶収支が重視されるため、場合によっては荷主側の用船保証等の検討も必要。

政策評価の実施にあたっては、暫定措置事業自体の目的がブレるとその結果に影響するので、目的を具体的な数値で提示することが必要。目的を引当資格解消のソフトランディング策と過剰船腹の処理とするだけでよいのかについて検討が必要。

船腹調整事業と暫定措置事業のプログラム評価は、政策の当否について白黒をつける

ものではなく、様々な意見を集約して政策のメリット、デメリットを整理するとともに、今後の政策実施への改善点を見いだすためのものである。